⑽　取引先資格の登録を受けていない者の参加　2⑺に掲げる取引先資格の登録を受けていない者も5⑴により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格と同等の資格を有することの確認を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑾　契約締結後の技術提案　契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、会社に提案することができる。提案が適性と認められた場合には、設計図書の変更及び請負代金額の変更を行う。詳細は、請負工事に対する注意事項による。

⑿　詳細は入札説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazufumi Noyaki, Director, Renovation Construction Dept., Tokyo Metro Co., Ltd.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction of a new station between Kasumigaseki Station and Kamiyacho Station, Hibiya line.

⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 30 PM, 24 September, 2015.

⑸　Time limit for the submission of tenders : 2 : 00 PM, 27 November, 2015. (Tenders submitted by mail must reach the contact point mentioned in article ⑹ by 12 : 00 PM, 27 November, 2015.)

⑹　Contact point for tender documentation : Renovation Construction Planning Section, Renovation Construction Dept., Tokyo Metro Co., Ltd. 3―19―6 Higashi-ueno, Taito-ku Tokyo 110―8614 Japan TEL 03―3837―7109

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

岩国飛行場（H25）小学校新設機械追加工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成27年8月21日

支出負担行為担当官
中国四国防衛局長　芹澤　　清

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34

1　工事名　岩国飛行場（H25）小学校新設機械追加工事

2　工事場所　山口県岩国市（米軍岩国基地内）

3　工事概要

・小学校南棟新設　鉄筋コンクリート造２階建て　延べ面積　約14,580㎡×１棟

・小学校北棟新設　鉄筋コンクリート造２階建て　延べ面積　約14,250㎡×１棟

上記の附帯機械追加工事　一式

※本工事は、現に施工中である岩国飛行場（H25）小学校新設機械工事に係る追加工事である。

4　工期　平成28年５月31日まで。

5　競争参加資格審査申請書の交付

⑴　交付期間　平成27年８月21日から同年11月４日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　交付場所　〒730―0012 広島県広島市中区上八丁堀６―30　中国四国防衛局総務部契約課　電話082―223―7233（内線554）

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出

⑴　提出期間　平成27年８月21日から同年９月10日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午まで。

⑵　提出場所　上記5⑵に同じ。

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成27・28年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　下記7⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成27年８月21日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、平成27年９月10日正午以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

ア　装備施設本部長から管工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　装備施設本部長が算定した管工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、代表者は1,100点、代表者以外の構成員は1,000点以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防経施第5989号。27. 4. 1）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　代表者は、平成12年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上１階建て以上、かつ、延べ面積11,000㎡以上（１棟当たり）の建物新設（全面改修工事を含む。）に係る空調設備及び給排水設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、代表者以外の構成員は、平成12年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上１階建て以上、かつ、延べ面積1,000㎡以上（１棟当たり）の建物新設（全面改修工事を含む。）に係る空調設備及び給排水設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

イ　建設業法の管工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　管工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、管工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。